

廃棄物関係ガイドラインの改定方針等について

1. 廃棄物関係ガイドラインの構成

(第1部～第4部は、前回の検討会において既にご確認頂いた資料です)

第1部 汚染状況調査方法ガイドライン

第2部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

第3部 指定廃棄物関係ガイドライン

第4部 除染廃棄物関係ガイドライン

第5部 放射能濃度等測定方法ガイドライン

第6部 特定廃棄物関係ガイドライン

2. 改定方針

(1) 平成23年12月の第1版公表以降の新規事項の反映

・新たに発出等された告示、通知等

(2) 現場での活用を念頭にした使いやすいガイドラインへの見直し

実施しなければならない事項と、参考事項との明確な区分による表現見直し

現場の情報や知見を生かした各種措置の具体例等の拡充

新たに得られた研究成果等を踏まえた措置事例の追記

(3) 処理の進捗に合わせて現場で必要とされる情報の追加

・第1版未記載事項の追加

(参考) 第1版記載状況の整理

ガイドライン		保管		収集運搬	中間処理	埋立処分
		現場	現場以外			
特定一廃・特定産廃	8,000Bq/kg 以下			* 1	* 2	
除染廃棄物	8,000Bq/kg 以下		(対策地域外：特定一廃・特定産廃による)			
指定廃棄物	8,000Bq/kg 超* 3			* 4	-	-
特定廃棄物	8,000Bq/kg 超* 3					【未】* 5
	8,000Bq/kg 以下 (基準適合特定廃棄物)					【未】* 5

：第1版記載項目

【未】：第1版未記載項目

* 1：積替保管を含む

* 2：施設内保管を含む

* 3：基本的に、10万 Bq/kg 以下までを想定

* 4：特定廃棄物と同じ

* 5：第12回災害廃棄物安全評価検討会の「委員限り資料」として案の提示済み

3 . 各ガイドラインの改定に向けた課題等

第5部 放射能濃度等測定方法ガイドライン

< 第1版の概要 >

特措法施行規則に規定されている空間線量率及び放射能濃度の測定について、具体的な方法等を説明する。

特措法施行規則において測定義務を有する者が、廃棄物の処理方法等を説明する第二部から第四部までの各ガイドラインと合わせて参照することを念頭に作成している。

第1章 測定機器

第2章 空間線量率

第3章 排ガス

第4章 粉じん

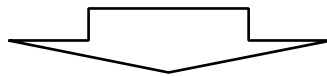
第5章 排水及び公共の水域の水

第6章 周縁地下水

第7章 燃え殻、ばいじん、排水汚泥、溶融スラグ、溶融飛灰

第8章 溶出量

第9章 引用規格等



< 第2版に向けた対応事項(案) >

(1) 修正事項

- ・ 特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法(平成24年8月28日環境省告示第130号)

(2) 新規追加事項

排ガスについて試料採取方法等の追加(2形による試料採取、有機性ろ紙の使用等)

臭化ランタン検出器の追加

燃え殻等について試料採取目安量の追加

(3) 具体例等の拡充(例)

記録表の記載例の拡充

空間線量計の校正方法の拡充

空間線量率測定時の時定数について拡充

標準偏差やロット数等の考え方の根拠の拡充

検出下限値等についての備考の拡充

第 6 部 特定廃棄物関係ガイドライン

< 第 1 版の概要 >

特措法施行規則第 24 条（特定廃棄物保管基準） 第 23 条（特定廃棄物収集運搬基準）
第 25 条（特定廃棄物中間処理基準）に基づき、特定廃棄物の処理に係る基準について記載。
埋立処分（特措法施行規則第 26 条）については、未記載。（第 12 回災害廃棄物安全評価
検討会の「委員限り資料」として素案の提示済み）

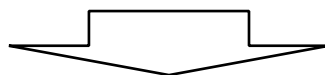
第 1 章 概要（指定廃棄物、対策地域内廃棄物の概要）

第 2 章 特定廃棄物の保管基準（囲い、飛散流出防止、公共水域等の汚染防止、雨水等浸入防止、
放射線障害防止、敷地境界の線量測定等）

第 3 章 特定廃棄物の収集運搬基準（表示、飛散流出防止、雨水浸入防止、放射線障害防止等）

第 4 章 特定廃棄物の中間処理基準（排ガス処理設備、排ガス・排水の放射性物質濃度測定、
敷地境界の線量測定等）

第 5 章 罰則等



< 第 2 版に向けた対応事項 >

(1) 第 1 版では記載のなかった特定廃棄物の埋立処分について追記

(2) 新たに公布された告示等の追加

埋立処分に係る特定廃棄物の固型化の方法（平成 24 年 2 月 24 日環境省告示第 14 号）

埋立処分に係る不透水性土壌層の要件（平成 24 年 2 月 24 日環境省告示第 14 号）

雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の
要件等（平成 24 年 1 月 13 日環境省告示第 3 号） 等

(3) 表現等の見直し

・実施しなければならない事項（対策の趣旨）と、実施例や参考事項（対策の例）との明確
な書き分け 等

(4) 具体例等の拡充（例）

焼却処理における放射性セシウムの挙動等を踏まえた運転管理の留意点等

破砕処理における具体例や運転管理の留意点等

埋立処分に係る固型化の方法の選択肢（混練式固型化、封じ込め固型化）の例示 等

(5) 処理の進捗に伴う追加事項等

・ 10 万 Bq/kg 超の廃棄物の保管の取り扱い